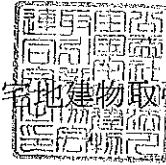


27 全宅連発第 39 号  
平成 27 年 6 月 18 日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 御中

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会



会長 伊藤



### 要請書への回答

2015 年 5 月 20 日付で貴団体からご送付いただきました要請書につきまして、下記のとおり回答いたします。

#### 記

#### 1. 本会策定契約書の位置づけ

本会では、本会傘下宅建業者向けに賃貸借契約書を策定・公表しておりますが、同契約書の位置づけはあくまでもひな型であり、傘下宅建業者は、賃貸人や借入者からの要請や地域の商習慣等に応じて、同ひな型をベースに、適宜、編集加工等していただくことを前提としているものです。

#### 2. 本会策定契約書における条項について

貴団体より削除・変更の周知徹底の要請がございました契約条項（消費者である借入者に後見・補佐開始の申立て等があったときや、破産・民事再生、競売・仮差押え・仮処分・強制執行の決定等があったときに、賃貸人に無催告にて解除権を認める条項）は、本会策定の賃貸借契約書ひな型に記載はございません。また、過去にも同契約条項を記載した経緯はございません。さらに、今後も記載する予定はございません。

#### 3. 今後の対応について

貴団体からのご要請を踏まえ、本会発行の広報誌等において、傘下会員に対して、大阪高裁平成 25 年 10 月 17 日判決の趣旨及び当該趣旨に基づく契約に留意するよう周知いたします。

以上